

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○土屋委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立国社の尾辻かな子です。

きょうは公益通報者保護法の議論ということでありますけれども、今、緊急事態下ということでもあります。新型コロナウイルス対策についても急務を要しておりますので、冒頭に少しだけ新型コロナウイルス対策のことをさせていたでいて、法案審議に入りたいというふうに思っています。

きょう議論させていただきたいのは、政府が配布をしている布製のマスクのことであります。

カビとか異物の混入が続きました、これは消費者問題でもあると思うんです。本来、このように製品がいろいろなことがあったら、配布はやはりやめるべきですし、全量を回収するということが本来製造した会社などはすることになります。です、今の状況、マスクの状態、そして、市中でマスクが出回っていることを考えると、もうマスクの配布は中止してもよいのではないかという

観点から何点かお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

その前に、なかなか事実がよくわからないという部分があります。例えば、これはさまざま予算でやっているわけですが、令和元年度予算で契約したマスクもあれば、令和二年度予算で契約したマスク、介護施設用であったり、全戸配布用であったり。

それぞれちよつと、もしわかるようであれば教えていただきたいんですけども、令和元年度予算で契約したマスクが何枚、配布済みが何枚か、令和二年度予算で契約した介護施設等分のマスクが何枚で、配布済みが何枚か、令和二年度予算で契約した全戸配布分マスクは何枚で、配布済みは何枚かという、今、現状どうなっているのかということについてお答えいただければと思います。お願いいたします。

○小島大臣政務官 お答えをいたします。

数を申し上げますが、全戸配布向け六千五百五十万枚、介護施設等向け二千万枚、妊婦向け五十万枚でございます。

○尾辻委員 済みません、私が聞いたのは、令和元年度予算で契約した介護施設等分はどれか、令和二年度予算で契約した介護施設等分は何枚か、そして、全戸配布分も令和二年度予算で契約したのは何枚かということになります。

もし手元になければ、委員会の方に資料として提出いただければと思いますので、お願いいたします。

○小島大臣政務官 ちよつと手元に持っていない

ですから、後ほど提出します。

○尾辻委員 では、委員長、そのようにお取り計らいをお願いいたします。

○土屋委員長 はい。

そのようにお願いいたします。

○尾辻委員 です、ので、一体幾らのお金を使って、何枚つくって、そして今何枚配布されたのかというところがまずわかるようにしていただきたいということが一つ。

契約書について。これも、きのういただいたのは、令和元年度予算で契約した契約書はいただきましたけれども、令和二年度予算で契約した契約書については結局出てきませんでした。

これは、また出していたかどうか、もしあれだったら、また委員会の方に出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小島大臣政務官 今聞きましたので、これは後ほど出します。

○尾辻委員 ありがとうございます。

それと、令和元年度分のことを見ると、実は単位ですね、何枚そこにつくっていただけて単価が幾らだったのかというところが、実は黒塗りです。きません。これでは本当に、これは随意契約です。その契約が妥当であったのかどうかということがちよつとわからないんです。

今後、同じような事態があるかどうかというの、ちよつとわかりませんが、例えば他社さんがそこに参入できるのかどうかというようなことを考えた場合に、単価と枚数がどれぐらいで納入しているのかという状況がわからないと、これ

は全くのブラックボックスになってしまいかと思
いますので、ぜひこの黒塗りは外していただき
たいと思います。いかがでしょうか。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

私も、厚労省にしまして、各医療用の備品につ
いて逐次チェックをしております。例えば、長く
なりますけれども、サージカルガウンですよね。

（尾辻委員「いやいや、いいです」と呼ぶ）いい
ですか。それは、また整理して報告しますけれど
も。

○尾辻委員 では、取っていただけるといこと
でよろしいでしょうか。

○小島大臣政務官 これも、全部内容を申し上げ
たいんですけども、他の企業の契約との関係も
ありますので、差し控えさせていただきたいと思
います。

ただ、私も、秘書の方で逐一単価について精査
をしておるところでございます。

○尾辻委員 要は、私たちが、ではその随意契約
が、本当に相場に合わせてとか妥当であったのか
どうかというのが、これは検証不可能になっ
てしまふという問題があります。

原資が税金でございますので、やはりこの黒塗
りは外していただきたいと思ひますし、皆さんが
おっしゃる理由、きのうも聞いていますと、今後の
布マスクの調達や企業活動に影響を及ぼすおそれ
があるため開示を差し控えるという理由になっ
ているんですね。

ただ、この理由が情報公開法の第五条の二のイ
に当たる、公にすることにより、当該法人等又は

当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益
を害するおそれのあるものに、私、これは該当し
ないと思います。ですので、外せるかどうか、や
はり検討いただきたいというふうに思うんですが、
いかがでしょうか。

○小島大臣政務官 尾辻委員の御懸念はよくわか
ります。

ただ、私たちは、要するに、調達に関して、余
りにも法外な単価ではいけないということで、き
ちっと内容を精査しますけれども、それぞれ各納
入業者との関係もありますので、単価については
差し控えたい。よろしく願います。

○尾辻委員 ちよつと納得はできませんけれども。
これは、やはりわからないことになると、税金
の正しい使い方として検証できませんので、外し
ていただきたいということを改めて要望しておき
ます。

次に、契約内容が適切だったかということにつ
いてもお聞きしたいんですが、この私がいただ
いた令和元年度予備費で契約をした契約書を大体読
むと、少しばらつきはあるんですが、信義誠実の
原則があつて、検査の項目があつて、瑕疵担保の
項目がある。ただ、一社、興和という会社に関し
てだけは、瑕疵担保についても、非常事態への対
応として実施されることに鑑み、納入現品につ
いて隠れた瑕疵を発見した場合であっても乙に対し
責任を追究しない、こういう項目が入っておりま
す。さらに、一般的な契約である、つまり、不良
品を納品をするということは誰の責任かという
メーカー側、製造者側、つまり、あちら側の責任

として、正しいもの、しつかりした製品を納入し
ていただくのは当たり前のことなんです。この
契約ではそれを担保できないんじゃないか、そう
いう契約をしてしまったんじゃないか。普通ある
損害賠償請求もないので、これは不良品が納入さ
れても損害賠償ができない、こういった契約は適
正なんでしょうか。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

尾辻委員の御指摘のことについて、私も実はこ
れを調べてみました。一社、そういう規定がな
かつたんですが、一番最後に、いわゆる規定がな
かつた場合、一番最後にはきちつと両方で協議し
ましようという実は一文が一番最後についてお
るんです。他の業者と比べて何でないんだとい
うのは全くおっしゃるとおりだと思ひますけれども、
私もそのことは同感なので、今の契約を見てみ
ました。最後にそういう条項を、さつき申し上げ
たように、問題があつた場合には協議するとなつ
ておるところでございます。

○尾辻委員 不良品が入つた場合に、本来は正し
いというか良品を入れていただくというのは当然
の契約行為だと思います。今回の契約でそれが担
保できますでしょうか。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

それはもう当然として、きちつと、先ほど申し
上げたんですが、条項というか、枠外にあります
から、それに基づいて、もし不良品がありましたら、
きちつと、そういう責任といひますか、お話
はしたいと思ひます。

○尾辻委員 ということは、損害賠償請求はない

けれども、損害賠償請求はできるといふふうには、そして、このことに関しては請求されるというこ
とでしようか。

○小島大臣政務官 そのとおりいきちつと対応い
たしたいと考えています。

○尾辻委員 あと、今話題になっている再検品の
費用のことについても伺いたいします。

実は、四月二十三日に、興和と伊藤忠というマ
スクの納入のところが、未配達はみずから再検
品するというふうにはプレスリリースをされました
ところが、同じ四月二十三日に、政府は宮岡とい
う会社と八億円再検品の契約をしている。これは、
八千五百万枚と私は聞いています。けれども、
ちよつと、だから、今、会社は会社で再検品する
と言っているのに、政府は政府で八億円再検品
八千五百万枚を再検品しているという、これは何
か二重になっているような気がするんです。

さらに、ちよつともう時間がないので、この再
検品の八億円というのは、本来、先ほど申し上げ
た、きちんと契約されて納品されていけばかから
なかつた費用じゃないかと思うんですが、このあ
たり、いかがでしょうか。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

まさにこのマスクは、国民の方々がしつかり不
安を解消していただくこと、そして、一日も早く
マスクを届けたいという角度からこのことを取り
組んだわけですけれども、今のお申し越しの件に
つきましては、メーカー側に対しまして、求償権
を含めまして、今後検討していきたいというふう
に考えております。全く、八億円出して、出し切

るといふことはないように、しつかりとこれから、
落ちつきましたら、メーカー側とも協議してい
きたいというふうには考えております。

○尾辻委員 私、その宮岡との契約書で八億円と
いうのを持っているんですけれども、これを破棄
するということですか、今おっしゃったのは、再
検品する業者と八億円の契約書というのは、もう
手元にいただいております。野党側にもさまざま
なペーパーが出ておりますが、これを今、政務官
は、見直す、八億円かからないようにするとおっ
しゃったわけですが、それでよろしいんでしょう
か。

○小島大臣政務官 八億円が今、前面に出ていま
すけれども、検品をしてみても、枚数によって、実
は八億円を下がる場合もあるわけですね。でも、
それにしましても、再度申し上げますけれども、
やはり基本的には、メーカーが受けて、メーカ
ーが検品をして納入するのが当たり前ですから、そ
のことはきちつと踏まえて、これから事が一応お
さまりましたら、納入業者と、しつかりとそうい
う面で、求償権についても含めて検討をしていき
たいと思っております。

○尾辻委員 要は、この八億円は、本来要らな
かつた八億円である。それは議論していくとい
うことですから、本来かからなかつたものを、か
かっているということについて、そして、それは、
私はもう、やらなくて、そして、町にはマスクが
あるわけですから、そろそろマスクの配布とい
うのを中止して、その分のお金は、もっと必要な
ところや、第二波、第三波に向けての準備のことに

変えるべきだと思います。

ちよつと、きょう、会計検査院に来ていただ
いてますので、検査院にもお伺いしたいと思
いますが、今回の不良品に対する経費追加としての検
品など、本当にそれが会計的に無駄のない適切な
契約で、一番効率的に目的達成されたのかとい
うことを、本件契約、一連の会計処理が終わった時
点で、やはり、検査院は検証しなければなら
ないと思います。災害のような今回の状況だからこ
そ、いろいろなものがないか、これは会計検査院
としてしつかり検証、検査すべきだと思います
が、いかがでしょうか。

○篠原会計検査院当局者 会計検査院は、これま
で、厚生労働省が実施している業務に係る支出等
の会計経理について、合規制、経済性、効率性、
有効性の観点から幅広く検査を実施し、その結果
を検査報告に掲記するなどしているところでござ
います。

委員お尋ねのマスクに係る契約を含む厚生労働
省の会計経理につきましては、国会での御議論等
も踏まえ、引き続き適切に検査を実施してまい
りたいと考えております。

○尾辻委員 検査、検証をお願いしたいと思
います。

政務官、最後に。

もう、私は配布を中止すべきだと思うんです。
ここを見渡してください。アベノマスクをして
いらっしゃる方、いますか。配布されたマスクが、
やはり今、もう不織布のマスクが出ていますし、

手づくりで布マスクを持っていらつしやる方もいます。という意味でいうと、需要の部分も余りも今ない状態ですので、今この状況に至って、もう配布をする理由がなくなっていると私は思いません。ですので、ここはやはり政治判断として、政務官、ぜひもう配布を中止していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

私も、厚労省にしまして、まだまだ、先生、おっしゃるんですけども、非常に今、全体的に十分に行き渡っているという事は、私はまだ、まだそのようには考えておりません。

そういう中で、一応、今下がったんですけれども、今後もし、こういう、もしじゃなくて、緊急事態が解除されて、また今度、もう一回、韓国のように、再度、二波が、三波が来るかもわからない。そういうことを考えれば、やはり、しっかりと国民の方々に、安心のために、一日も早くマスクをお届けするという事は、私たちの政策目的としてしっかりと努めていきたいというふうに考えております。そういう状況です。

○尾辻委員 ちょっと、まだ配られるということ、非常に残念です。もう配布を中止していただいて、そのお金は、さっきおっしゃった第三波とかで来る時の不織布のマスクの備蓄に回すなり、できると思います。御検討ください。

以上でマスクに関しては終わりですので、御退席いただければと思います。ありがとうございます。

それでは、済みません、法案審議の方に入っ

いきたいと思えます。

ちょっと、今回、新型コロナウイルス緊急事態宣言がある中で法案審議ということになりまして、消費者庁長官もただいま自宅待機というような状況でございます。また、参考人質疑も、やはり、感染症拡大の観点からいうと、書面でもって意見をいただくという形式になりました。

今本日に、この状況でこの法改正の議論をすべきたったのかということについては、やはり若干疑問が残るのではないかと、これをまず指摘をさせていただきたいというふうに思っています。

そして、これは皆さんもおっしゃっていたように、二〇〇六年が施行で、施行後五年を目途に検討をして必要な措置を講ずるということになっておりました。今、二〇二〇年、十四年かかったということで、これは余りに改正まで長かった。そして、これを二度と繰り返してはならないというふうに思います。

まず、この法律なんですけれども、実は非常に、十一条しかないんですね、薄い法律というか、条文は少ない。今回改正されても実は二十二条しかない。しかし、何か複雑でわかりにくいんです。

公益通報は、本来、万人が使いやすくシンプルにする法律でなくてはならないと思えますが、大臣、この法律、本当に国民の皆さんにとってわかりやすい法律になっていきますでしょうか。大臣の受けとめをお聞かせいただければと思います。

○衛藤国務大臣 この法律には詳細な内容の規定があるために複雑に見えるかもしれませんが、要件が具体化、明確化されていることで、通報しよ

うとする者にとって法の適用があるか否かわかりやすいという側面もあると思っております。

消費者庁としては、多くの方に制度の内容を知っていただけるよう、制度の周知広報に努めてまいりたいというぐあいに考えております。

○尾辻委員 具体化のところ、絞り過ぎていて、何か公益通報にほぼ当たらない、内部通報に当たらないということがやはりあって今回は広げるわけですけども、やはりもっとシンプルに、わかりやすい法律を私たちは目指していくべきだと思います。

この公益通報に関しては、OECDやG20サミットなんかでも議論してまいりましたけれども、今回の法改正によって、この法律はいわゆるグローバルスタンダード、例えばEU指令であったりアメリカや韓国、こういったレベルに達したというふうには評価されますか。それとも、達していないとすれば、それはどのような部分であるというふうにお考えになっておられるでしょうか。

○衛藤国務大臣 実際、今回の改正においては、例えば守秘義務の導入等々はG20ハイレベル原則にも沿うものであります。その他公益通報者の範囲の拡大や保護要件の緩和、内部通報体制整備義務の導入など、各国の制度も参照しながら大幅に制度の見直しを行うものであり、遜色がないものと思えますが、まだまだ課題はあるということ、附則五条で検討を三年以内に行うということ、をさせていただいているところでございます。

○尾辻委員 私は、正直言います、この十四年間法改正をほっている間に、ほかの国はどんどん

どんどん上がっていったらEUI指令までできたわけです。それに比べて今日本がそこに追いついていくのかというと、正直そこに追いついていない。法改正にはやはりなっていないと言わざるを得ない。まずその認識を持っていただきたいと思えます。

例えば、アメリカのような通報による報奨制度がありません。つまり、それに対してインセンティブが働くのかというようなこともありませんし、韓国のような公益通報を担当する専門部署である国民権益委員会というものも実はないわけです。やはり、グローバルスタンダードから見たら、かなり今改正したとしても差があるということを目指しながら、何とかそれをグローバルスタンダードに近づけるために、今回ぜひ皆さんと一緒に修正も考えていただきたいことを申し上げて、ちよつと個別の話に入っていきたいと思えます。まず、確認ですけれども、運用実態でござい

ます。公益通報者保護法によって通報者が保護された裁判例、昨年の五月十四日の委員会の答弁で二件でございました。今の時点で、その二件から件数に変更はありませんでしょうか。

○**衛藤国務大臣** 公益通報者保護法により通報者が保護された事案として把握しているのは、二件でございます。

ただ、裁判によらず解決されている事案も一定数存在しているものと考えられます。

以上です。

○**尾辻委員** やはり、要件などが厳し過ぎて、当たらない。特に、裁判でも二例というのは、やはり、

り、私たちはこれを重く受けとめなければいけない数字だと思います。

ちよつと確認いたしますが、例えば、今回の法改正が改正されたと仮定して、私たちがちよつとこだわっている森友問題の公文書改ざん、この決裁文書改ざんを実際に行っている人物が省庁に設置をしている内部通報先に通報した場合、公益通報者としてこの方は保護されるのかということを確認したいと思えます。

○**高田政府参考人** お答えいたします。

個別の事案についてはお答えを差し控えますが、一般論として言えば、公文書の適正な管理は行政運営の透明性を高める上で極めて重要でございませぬ。本法との関係では、国の行政機関の通報対応に関するガイドラインにおいて、本法が対象とする消費者の利益の擁護等に関連する法律に限らず、公文書管理法違反も含め、法令違反の通報を広く受け付け、また、これら通報者を不利益取扱いから保護するよう求めているところでございます。

今後とも、ガイドラインの周知を通じて、公文書管理法違反も含め、法令違反の通報に広く対応し、不利益取扱いをしないよう求めてまいります。

○**尾辻委員** 公益通報者保護法のところに公文書管理法は当たりますか。だから、今の時点では刑事罰がないので当たりませぬよね。今回の改正で行政罰が入りますけれども、これでも入りませぬよね。確認です。

○**高田政府参考人** お答えいたします。

本法の目的等に鑑みまして、公文書管理法違反は該当いたしませんけれども、ガイドラインにお

きまして、法令違反の通報を広く受け付けるというところになっていくところでございます。

○**尾辻委員** つまり、ちよつとすれ違っているの、公益通報者保護法における公益通報には当たらないわけですよ。うなずいていただきました。そうなんです。

こんな大事件があつて、でも、今回の保護法の改正では、確かに刑事罰から行政罰に範囲は広がっていますけれども、ただ、この場合は、公文書管理法が罰則規定がないから公益通報にならないというように、やはり狭いんですね。ですので、本来、もう少し、やはり、公益通報に当たる、通報者に当たるといふ部分を広げないと、本当に重要なことを通報できる、それを担保できる法律にこれはなっていないということであると思えます。ですので、例えば、こういうことを二度と起こさないためには、そういう仕組みをつくるのは立法府、私たちに課せられた使命ではないかということをお申し上げておきたいというふうに思っています。

あと、この間、さまざまな企業不祥事が続いてきました。内部通報した人が配置転換をされるとか役職を解かれる、仕事がなくなるなど、企業側からの不利益をこうむってきています。

今回の、内部告発者、内部通報を守る法改正になつていくのかという観点からお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

まず、労働者から、今回、一年以内の退職者と役員というのが入りました。ただ、取引先業者は入っていないんですね。公益通報、内部通報で有名な西宮冷蔵さんなんかは、これは取引先企業で

したから、ここは実は、今回の法改正でも通報者の範疇に入らない。先ほど申し上げたように、刑事罰に行政罰が加わっても、やはり限定列举であって、法令を指定しないと、この法律のここに違反していると言わないと内部通報者にならない仕組み、これもまだこのままなんです。ちょっと時間があれば、このことは後で聞きます。指摘を今しておきます。

例えば、報復をちゃんと罰則でもって禁止しないといけない。EUの公益通報者保護指令では、通報への報復に罰則を規定しています。例えば韓国も、通報者に対する不利益措置、罰則があり、通報の後、二年以内に通報者に対して不利益措置があった場合は、公益通報を理由に不利益措置が講じられたものとみなすと、非常にわかりやすくできているわけです。

今、消費者庁が二〇一六年に実施した調査では、通報経験がある六十三人の労働者のうち半数程度が、やはり不利益な取扱いを受けたというふうに回答していますし、スルガ銀行の第三者調査なんかを見ても、通報しようと思ったけれどもやめた、その理由には、やはり制裁や報復があるということなんです。

ですから、今回の法改正は、先に公益通報業務従事者に守秘義務を課す、そして罰金を科すというところで、事前抑止みたいなことは入りましたけれども、やはりこれだけでは不利益取扱いのおそれというのは解消されないというふうに思うわけです。附則には不利益取扱いの是正に関する措置のあり方が入りましたけれども、これはあくまで

今後の検討であります。

実は、消費者委員会の答申は、不利益取扱いをした事業者に対する行政措置の導入、行政措置の種類としては、助言、指導を行うほか、重大かつ悪質な事案を対象に勧告を行い、勧告に従わない場合には公表を行うことができることとすべきとなっていた。でも、法改正には至りませんでした。

大臣、報復への行政措置や罰則がなければ不利益取扱いを抑止する効果はないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○衛藤国務大臣 今回の改正法案においては、従業員等に対する守秘義務を課すとともに、事業者、公益通報者に関する情報が漏えいしない体制、公益通報者に対する不利益取扱いを防止する体制の整備を求めることといたしまして、公益通報者に対する不利益取扱いを事後的ではなく事前に抑止する内容となっていることは御指摘のとおりでございます。

また、事業者内部通報体制整備義務を課し、事業者内において不利益取扱いを禁止するとともに、違反して不利益取扱いを行った者に対して懲戒その他適当な措置をとることを内容とする社内規定を定めるとともに、それに基づき運用することを想定いたしております。

このような対応によりまして、不利益取扱いに対する事後の制裁や行政措置ではなくて、違法な不利益取扱いの事前抑止を通じ、幅広く公益通報者を保護することができるというぐあいに考えているところでございます。

また、今ございました御指摘の点につきまして

は、やはり運用上の問題として、附則第五条によって十分検討していきたいというのが今回の全体の改正に向かっている意思でございます。

○尾辻委員 私は、やはり、行政措置だけではなくて、罰則までやって不利益取扱いをこういうふうに抑止しないと、さっきの事前のところだけでは不十分だと思うんですね。

それはなぜかというところ、例えば、助言、指導、勧告、公表、この行政措置に、では本当に効果があるのか。労働法制の中で、不利益取扱い禁止規定が入っていて、実は公表まで至ったものというのは、私、きのうもヒアリングで確認したんですけれども、大体、関係者の中で思い当たるのは実は一件なんです。一件しかなくて、妊娠を理由とする解雇で、男女雇用機会均等法第三十条に基づく公表というのが平成二十七年九月四日に一件だけ公表されているんですが、結局、それですら、そんなにぐらいの運用実態なんです。

だから、これが入ったらすごく恐ろしいことが起こるんじゃないかというふうに皆さんは思われているかもしれないけれども、労働法制の分野においても、実は、公表までもどこまで抑止できているのかなという状況があって、だからこそ、命令と刑事罰までしっかり入らないと、これは実効性が担保できないと思うわけです。

ですので、大臣、附則の中にも入っているとおっしゃいましたので、これはしっかり、事実認定、執行体制、課題ということは聞いておりますが、これは鶏と卵でありまして、やるんだと決めて実行していけば、できる体制をつくるのが大事で

すので、ぜひ政治の意思を示していただきたいというふうには、ちよつと次の質問がありますので、これは要望しておきたいと思ひます。できるだけ早くこの不利益取扱いの措置をやっていたらいいというふうには思ひます。

次の論点は、では実際に不利益を受けた人がどのようにして被害を回復するのか、その負担をどうやって軽減するのかということについてお聞きをしていきたいと思ひます。

ちよつと何回も出して恐縮ですけれども、お隣の韓国は国民権益委員会というのがありまして、ここが本人のかわりに会社を調査して処分するんです。その処分に会社が不服の場合も、会社と国が裁判をして、本人が費用負担とか裁判の負担がほとんどないような状態をつくっています。

では日本はどうかというと、先ほどから委員の皆さんが御指摘されているように、不利益取扱いを受けた人は、自分の会社で勤務をしながら自分の会社を民事訴訟で訴える。それも、例えば人事のことであれば、事業者には幅広い人事考課裁量権が認められていますから、これはもう本当に難しい闘いで、オリンピックパスでいうと、内部通報者として頑張っていた、濱田さん、長い長い裁判を闘ってきたわけです。ですので、やはりこのルールを変えなければいけない。濱田さんは究極のざる法だと公益通報のことを言われている。実際に内部通報された人が、こんなんじや使えないし、自分が裁判で訴えないとどうにもならないというのはおかしいんじゃないかと言われています。

大臣、お聞きしますが、この部分、結局変わら

ないわけなんです。今のこの制度のまま、通報者側のリスクと負担はやはり大き過ぎると思うんです。大臣、その認識はいかがでしょうか。

○衛藤国務大臣 今回の改正法案では、事後的な行政措置や裁判のみならず、不利益取扱いを事前に抑止する観点から、公益通報者に関する情報の漏えい防止のための刑事罰付きの守秘義務を導入する、そして不利益取扱いの禁止を定めるなどの通報体制整備義務を事業者に課すということを行いました。

また、公益通報者と事業者との間で紛争が生じたとしても、裁判に至る前に行政機関等による裁判外紛争解決手続、ADRにおいて和解成立し、解決される事例も存在するものと思ひています。

今後、労働審判など関係法、機関との連携に取り組むほか、不利益取扱いの是正の重要性に鑑み、改正法案の附則第五条の規定も踏まえまして、その是正に関する措置のあり方についても必要な検討を行ってまいらなければいけないというぐあいに考えております。

○尾辻委員 今回、法改正に盛り込まれなかったところが、ちよつと大臣の認識とあれなんですけれども、やはり解雇についての立証責任の緩和、転換ですね。先ほど申し上げたように、やはり最後、本人が民事訴訟で立証責任を負ってやらなければいけないという部分は、やはり変えなければいけないと思ひます。これは専門調査会で議論されましたけれども、改正案に盛り込まれなかったわけです。

この立証責任の転換というのは既に労働法制で

はされていまして、例えば男女雇用機会均等法第九条の第四項は、妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は無効とした上、ただし書きで、事業者が当該解雇が妊娠、出産を理由とする解雇でないことを証明した場合に解雇を有効にするというようなことがもうできているわけです。

なので、解雇が通報から例えば一定期間内に行われた場合は、立証責任を事業者に転換すべきではないか。さらに、解雇以外の不利益取扱いも、例えば、配置転換や減給や降格、出向については、これは会社の裁量であっても、本当にこれは裁判で違法性を争うのは困難なので、事業者側が不利益取扱い、公益通報を理由とするものではないことをやはり証明する、ここを入れるべきだということに思ひます。いかがでしょうか。

○衛藤国務大臣 公益通報を理由とした解雇その他の不利益取扱いについて、通報者の負担軽減の観点から、立証責任の緩和又は転換を求める意見があることは承知をいたしております。

他方、消費者委員会においても、解雇も含めて、悪意ある労働者に制度が利用される、無用な争いを避けるために通報者に対する措置を一時的に凍結するなど、立証責任の転換により円滑な労務管理等を阻害するとの懸念が示されまして、消費者委員会の答申においても今後の検討課題とされておりまして。

また、解雇以外の不利益取扱いについても、配転などについては一般に事業主に広い裁量が認められており、そうした中での立証責任を転換する

ことは、労務管理実務への影響の内容、程度等について更なる検討が必要と考えられております。

こうした観点から、今回は、改正法において解雇以外も含め直接立証責任の緩和又は転換について規定することは見送らざるを得ないというぐあいにも思っております。

なお、改正法案の附則第五条では、公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置のあり方について検討規定を設けていますが、これは、立証責任の緩和又は転換についても含めて検討を行うという趣旨でございます。

○尾辻委員 今重要な御答弁をいただいたかと思えます。附則の五条のところは、立証責任の緩和と転換も含めての課題であるということであり、それであるならば、もう少しここがしっかりと次の検討課題であるということを、私は条文上わかるようにすべきではないかというふうに思いますので、ぜひこの辺、修正に盛り込んでいただきたい、皆さんと御議論していただきたいと思えます。それでは、次に参ります。

公益通報対応業務従事者の守秘義務違反のこと についてです。

有識者の方から提出いただいたところで、日弁連消費者問題対策委員会副委員長の志水弁護士からの指摘事項の中に、改正案の十二条には、正当な理由なく通報者を特定する情報を漏らしてはならないというふうにあるんですが、この正当な理由というのをやはりもう少ししっかりとどうということなのかというのを規定するべきではないかということ。また、本人の承諾を正当な理由とす

る場合は、守秘義務を解除することにより想定される事態を説明して理解させた上で書面による確認が最低限必要じゃないかというようなことを、しっかりと定めるべきじゃないかということ指摘されていますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○坂田政府参考人 お答え申し上げます。

今般の改正によって設けられる公益通報対応業務従事者の守秘義務には刑事罰が科せられているところ、刑事罰の解釈については御指摘のとおり明確性が求められております。

消費者庁としては、この点に関して、逐条解説や当庁のホームページにおけるQ&Aなどにおいて解釈の明確化を図っていく必要があるというふうに考えております。

御指摘の点につきましては、正当な理由に関して本人の同意がある場合ということでございますけれども、今般の改正によって設けられる守秘義務は通報者保護の一環であるため、御指摘のとおり、通報者本人の同意がある場合には守秘義務違反に当たらない正当な理由が認められる場合に当たります。

この同意に関しては、必ずしも書面によらなければならぬわけではございませんけれども、通報者本人の真意に基づく必要があると考えられますので、例えば、同意の範囲や同意によって通報者に生じるリスクについて誤解を生じさせて得た同意では、正当な理由には該当しないと考えられます。

一般的には、口頭の同意はその有無や範囲につ

いて紛争が生じるおそれがありますが、書面で同意を得ている場合にはそのようなおそれは小さいと考えられております。

○尾辻委員 例えば、口頭で、いいですよと言っただけで、これは正当な理由ということで広がってしまったら、本人がどれだけ不利益あるかというのわかりませんので、ここは、先ほど逐条解釈をちゃんとしていただくとか、書面でもやっていただくということでもよろしいですか。確認です。

○坂田政府参考人 お答え申し上げます。委員の御指摘を踏まえまして、今後検討してまいります。

○尾辻委員 不利益にならないように、しっかりと規定していただきたいと思えます。

あと、内部通報をした方が、実は、だから、法令違反ではなかった、行政罰、刑事罰ではなかったということになると、この通報事実自体もやはり守秘義務のところからは解除されることになるんでしょうか。

○坂田政府参考人 お答え申し上げます。

今般の改正によって公益通報者を特定させる事項について守秘義務が課せられるところ、その対象はこの法律が定める公益通報がなされた場合でございます。ただし、公益通報に該当しない通報であっても、不正行為のおそれに関する通報に関する秘密を保持することは、公益通報者保護制度の実効性を向上するに当たって重要であると考えられます。

そうした観点から、消費者庁において策定、公表している民間事業者向けガイドラインにおいて

は、例えば、法令違反のほかにも、内部規程違反等についても幅広く通報を受け付けることが適当であるとした上で、寄せられた通報に係る秘密保持の徹底を図ることが重要である旨を定めているところでございます。

消費者庁としては、引き続き、こうした通報に係る秘密保持の徹底について周知啓発を進めていく予定でございます。

○尾辻委員 これは、内部通報に当たるかどうかはやはりわかりにくいんですよ。だから、当たらないと判断されたときでも、しっかり何かガイドラインなどで守秘義務を課していただきたいというのを申し上げて、これはいろいろまだ課題があります。皆さんとよりよい法律にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。